

夏目漱石北千反畑旧居改修その他基本・実施設計業務委託 の実施要領等に対する質問書への回答

No.	質問事項	質問に対する回答
1	「復元設計」やその工事監理業務は、実施要項に規定される「修理設計」やその工事監理業務、と同等のもの、と考えてよろしいでしょうか。	業務実績として認めるものについては、「公募型プロポーザル実施要領」3参加資格の(11)に記載のとおり、木造建造物に関するア、イ、ウ、エ、オ又はカのいずれかに該当する修理設計又は工事監理業務(修理面積が全体の2分の1以上のものに限る)です。 なお、ご提出いただく資料により実績の有無を判断しますが、当該業務が修理設計である場合は業務実績として認めますが、復元設計は認められません。
2		
3		
4		
5		
6		
7		